

瀬戸市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年10月5日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市規則第41号

瀬戸市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

瀬戸市児童福祉法施行細則（昭和62年瀬戸市規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前					
別表第2（第12条関係）					別表第2（第12条関係）					
入所児童の属する世帯の階層区分		保育料（月額）			入所児童の属する世帯の階層区分		保育料（月額）			
		3歳未満児	3歳児	4歳以上児			3歳未満児	3歳児	4歳以上児	
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	
<省略>	A階層及びD階層を除き前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	A階層及びD階層を除き前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	<省略>	<省略>	<省略>	
C ₂	市町村民税課税世帯（C ₁ 階層以外の世帯）	<u>9,000</u>	<u>7,000</u>	<u>7,000</u>	C ₂	市町村民税課税世帯（C ₁ 階層以外の世帯）	<u>10,000</u>	<u>8,000</u>	<u>8,000</u>	
D ₁	A階層を除き前	5,000円未満	<u>11,000</u>	<省略>	<省略>	A階層を除き前	5,000円未満	<u>13,000</u>	<省略>	<省略>
D ₂	年分（1月から6月までの月分	5,000円以上10,000円未満	<u>12,000</u>	<省略>	<省略>	年分（1月から6月までの月分	5,000円以上10,000円未満	<u>14,000</u>	<省略>	<省略>
D ₃	については、前々年分）の所	10,000円以上25,000円未満	<u>16,000</u>	<省略>	<省略>	については、前々年分）の所	10,000円以上25,000円未満	<u>18,000</u>	<省略>	<省略>

D ₄	得税課税世帯であって、その所	25,000円以上 30,000円未満	<u>20,000</u>	<省略>	<省略>
D ₅	得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	30,000円以上 40,000円未満	<u>24,000</u>	<u>23,000</u>	<省略>
D ₆		40,000円以上 80,000円未満	<u>27,000</u>	<u>23,000</u>	<省略>
D ₇		80,000円以上 90,000円未満	<u>32,000</u>	<u>26,000</u>	<省略>
D ₈		90,000円以上 103,000円未満	<u>37,000</u>	<u>26,000</u>	<省略>
D ₉		103,000円以上 130,000円未満	<u>43,000</u>	<u>26,000</u>	<省略>
D ₁₀		130,000円以上 170,000円未満	<u>48,000</u>	<u>26,000</u>	<省略>
D ₁₁		170,000円以上 200,000円未満	<u>51,000</u>	<u>26,000</u>	<省略>
D ₁₂		200,000円以上	<u>54,000</u>	<u>26,000</u>	<省略>

D ₄	得税課税世帯であって、その所	25,000円以上 30,000円未満	<u>22,000</u>	<省略>	<省略>
D ₅	得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	30,000円以上 40,000円未満	<u>26,000</u>	<u>24,000</u>	<省略>
D ₆		40,000円以上 80,000円未満	<u>31,000</u>	<u>24,000</u>	<省略>
D ₇		80,000円以上 90,000円未満	<u>36,000</u>	<u>27,000</u>	<省略>
D ₈		90,000円以上 103,000円未満	<u>41,000</u>	<u>27,000</u>	<省略>
D ₉		103,000円以上 130,000円未満	<u>46,000</u>	<u>27,000</u>	<省略>
D ₁₀		130,000円以上 170,000円未満	<u>50,000</u>	<u>27,000</u>	<省略>
D ₁₁		170,000円以上 200,000円未満	<u>53,000</u>	<u>27,000</u>	<省略>
D ₁₂		200,000円以上	<u>56,000</u>	<u>27,000</u>	<省略>

備考

1から4まで <省略>

5 次の表の第1欄に掲げる就学前児童が保育所に入所している場合で同一世帯に兄又は姉（18歳到達年度の末日を経過していないものに限る。）が2人以上いるときは、上記の表の定めにかかわらず、それぞれ次の表の第2欄により計算して得た額をその児童の保育料とする。

第1欄	第2欄
(1) <u>B₂階層からC₂階層までの区分に該当する世帯に属する就学前児童</u>	0円
(2) <u>D₁階層からD₅階層までの区分に該当する世帯に属する就学前児童のうち3歳未満児</u>	0円
(3) <u>D₆階層からD₁₂階層までの区分に該当する世帯に属する就学前児童のうち3歳未満児</u>	上記の表の保育料×0.5

6及び7 <省略>

備考

1から4まで <省略>

5 次に掲げる就学前児童が保育所に入所している場合で同一世帯に兄又は姉（18歳到達年度の末日を経過していないものに限る。）が2人以上いるときは、上記の表の定めにかかわらず保育料を徴収しない。

- (1) B₂階層からC₂階層までの区分に該当する世帯に属する就学前児童
- (2) 前号に掲げる区分以外の区分に該当する世帯に属する就学前児童で3歳未満の児童

6及び7 <省略>

第1号様式、第1号様式の2及び第2号様式の規定中「瀬戸市福祉事務所長 殿」を「（宛先）瀬戸市福祉事務所長」に改め、第13号様式及び第14号様式の規定中「瀬戸市長 殿」を「（宛先）瀬戸市長」に改める。

附 則
(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第1号様式、第1号様式の2、第2号様式、第13号様式及び第14号様式に係る改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の瀬戸市児童福祉法施行細則別表第2の規定は、平成25年4月分の保育料から適用し、同年3月分までの保育料については、なお従前の例による。